

山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成18年1月23日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略)
 - 相本艶子(山口県消費生活センター所長)
 - 大田正之(山口市広報広聴課長)
 - 嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)
 - 田川章次(弁護士)
 - 田中愛子(山口県立大学看護学部助教授)
 - 辻川 昭(山口地方裁判所判事)
 - 永田信明(弁護士)
 - 仁田良行(山口地方検察庁次席検事)
 - 萩原幸弘(テレビ山口株式会社周南支局長)
 - 廣田 聰(山口地方裁判所長)
 - 三間地光宏(山口大学経済学部助教授)
 - (2) オブザーバー
 - 民事首席書記官, 刑事首席書記官
 - (3) 事務担当者
 - 事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長
- 4 議事の概要
 - (1) 廣田山口地方裁判所長のあいさつ
 - (2) 裁判員制度の広報活動の在り方について
 - ・ 最高裁判所における裁判員制度広報及び山口地裁における裁判員制度広報の取組(前回委員会開催後の状況)について, 事務局から説明があった。
 - ・ 広報活動についての委員の意見
別紙のとおり
 - (3) 次回の意見交換のテーマについて
 - ・ 裁判員制度の運用及び環境整備について議論することとなった。
 - ・ 次回以降に取り上げるテーマについて, 委員のアンケートをとり, それについて議論してはどうかとの提案があり, 次回に, その是非を議論することとなった。
 - ・ 次回までに, 委員が模擬裁判ビデオの視聴, または模擬裁判を体験できるよう企画検討することとなった。
 - (4) 次回開催日の決定
 - 平成18年7月初旬で調整することとされた。
 - (5) その他

(別紙)

委員の発言要旨等

裁判員制度の広報活動についての意見

- 1 公的な機関への広報活動も重要であるが、私的企業への出前講義などを行ってはどうか。経済同友会などにも声をかけていただきたい。
- 2 次代を担う子供たちに対する広報活動についても、制度広報だけでなく事件や犯罪に対して善悪の判断の学習ができるような広報も両輪で行って欲しい。
- 3 裁判員制度広報については法曹三者で協力してやっていくのが基本であり、検察庁でもやっているのだから、声をかけやすいところでぜひ声をかけて欲しい。
- 4 広報活動については、裁判所のホームページからアクセスして出前講義などの申込みができるようにしてはどうか。消費生活センターでもそのようにやっているが、ホームページはよく見られるようで、かなり反響があって高校などに職員を派遣している。
- 5 出前講義は効果があると思われるので、どんどんやっていることをアピールすべきである。どんな団体やどんな対象者に出前講義をやっているのかということも明示してはどうか。
- 6 国民の不安感や負担感をいかに払拭していくかが課題であるが、「COURTやまぐち」を公共機関だけでなく、民間企業にも送付してはどうか。出前講義をやっていることの記載はもっと大きくしてはどうか。
- 7 現在でも経済同友会の会員企業にはいろいろな情報誌が送られてくるので、会員企業に送付したい場合には、事務局に御相談いただけるとよいと思う。
- 8 先日実施された、裁判員制度全国フォーラムのようなものを、少なくとも各支部単位でも実施してはどうか。警察の防犯連絡協議会などのネットワークは動員力があるので利用してはどうか。
- 9 出前講義と併せて、庁内の会合や企業の研修で使用するビデオ等の教材を貸し出したり、貸し出せることをもっとPRしてはどうか。
- 10 検察審査会という制度があるが、検察審査員の体験談を聞く機会があれば、一般の人の認識も変わるのではないか。
- 11 当庁の正面玄関にある裁判員制度広報用のパネルを、市役所や大学のロビーに展示することはどうか。